

# 補助対象世帯判定フローチャート

甲州市ってどんなところ？  
甲州市の魅力については、甲州市移住支援ポータルサイト  
「甲州らいふ」をチェック！



START

婚姻日・パートナーシップ（甲州市又は山梨県）登録日は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間ですか？

【婚姻日等】 令和\_\_年\_\_月\_\_日

いいえ →

はい

婚姻日・パートナーシップ（甲州市又は山梨県）登録日の年齢は、お二人とも39歳以下ですか？

【婚姻日等の年齢】

Aさん：\_\_歳、Bさん：\_\_歳

いいえ →

お二人のうち、令和5年中（R5.1.1～R5.12.31）に貸与型奨学金を返済した方はいますか？

【令和5年中の返済額】

Aさん：\_\_\_\_\_円  
+ Bさん：\_\_\_\_\_円  
= \_\_\_\_\_円②

いいえ →

はい

令和5年中（R5.1.1～R5.12.31）のお二人の所得の合計金額は500万円未満ですか？

【令和5年中の合計所得金額】

Aさん：\_\_\_\_\_円  
+ Bさん：\_\_\_\_\_円  
= \_\_\_\_\_円① < 500万円

いいえ →

お二人の合計所得金額から、令和5年中（R5.1.1～R5.12.31）の奨学金返済額を差し引くと、500万円未満ですか？

【再計算額】

①：\_\_\_\_\_円  
- ②：\_\_\_\_\_円  
= \_\_\_\_\_円 < 500万円

いいえ →

はい

以下全てに該当しますか？

- 補助金の申請を行う日からお二人の双方又は一方が5年以上継続して甲州市内に居住する意思がある
- お二人とも市税等に滞納がない
- お二人とも、過去にこの制度と同様の補助金その他の公的制度による住宅に係る補助等を受けていない
- 補助金の申請を行う日において、お二人の双方又は一方の住民票の住所が補助対象住宅の住所にある

【住民登録（予定）日】 Aさん：\_\_年\_\_月\_\_日、Bさん：\_\_年\_\_月\_\_日

いいえ →

はい

詳細及び申請様式  
はこちらから



## 対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、市HPをご確認いただき、必要書類をご用意の上、政策秘書課窓口または郵送でご提出ください。

申請期限

令和7年3月31日（月）まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、申請される方はお早めにお問い合わせください。

令和6年9月2日  
から  
受付スタート

お問い合わせ・申請書類提出先

404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

甲州市役所 政策秘書課 政策調整担当

☎0553-32-5064